

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：平成27年3月21日～平成28年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 平成27年4月22日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(2) 平成27年8月20日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 平成27年12月18日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

平成28年2月5日（金）午後4時 ・ 庁議室